令和８年（フ）第３２号
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目11番地２（アメニティ苅田105）
破産者　南田　晃平
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４１号
福岡県豊前市大字山内412番地１
破産者　亀田　きく美（旧姓宮本）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
埼玉県八潮市大字南後谷602番地
破産者　鈴木　光秋
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２号
岩手県一関市舞川字谷地191番地３
破産者　氏家　吉幸
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第１１８号
茨城県日立市小木津町３丁目14番43号、申立時の住所茨城県日立市小木津町１丁目34番12号　ベレガンス日立201号室
破産者　石井　盛利
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第４８号
茨城県日立市幸町１丁目14番５号　４Ｆ－Ａ号室
破産者　竹本　雄飛
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５２号
茨城県日立市旭町１丁目３番35―301号
破産者　田所　杏奈
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５３号
茨城県日立市久慈町４丁目22番２号
破産者　大友　涼夏
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５７号
茨城県日立市田尻町４丁目18番７―203号
破産者　西田　翔太
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第１６４２号
埼玉県志木市幸町二丁目11番６―208号
破産者　荒井　梨恵（旧姓ハプトフュラー）
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９４５号
さいたま市浦和区高砂１丁目２番１―3104号、旧住所埼玉県川口市上青木西２丁目５番２号
破産者　小林　　博
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
埼玉県和光市丸山台２丁目５番11号　フィレンツェ104
破産者　柳町　光男
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５１９号
埼玉県朝霞市溝沼３丁目３番25号
破産者　中山　幸治
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５４５号
さいたま市北区宮原町１丁目549番地３　パンシオン加茂宮Ｎｏ．１　204号
破産者　竹下　忠幸
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７７号
さいたま市大宮区宮町４丁目72番地１　Ｌ－Ｆｌａｔ大宮アヴィニティー801号
破産者　宮澤えりか
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９２号
埼玉県新座市北野一丁目２番16号
破産者　三輪　明広
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６７４号
東京都練馬区大泉学園町五丁目39番７号、開始決定時の住所埼玉県戸田市大字下笹目164番地の３　フラッツ・サノ102号室
破産者　岩佐　百合
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７２１号
埼玉県上尾市愛宕一丁目16番14号　ファルムＹ305
破産者　宇田川　城
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７４９号
埼玉県川口市柳根町11番８―302号　星野レジデンス
破産者　飯沼　　満
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係